

タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託仕様書

1 業務名

タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務

2 契約期間

委託期間の開始日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

3 業務の概要

従前より運用している人事管理システムは、職員の採用からこれまでの経歴等の管理が可能だが、人材情報（職務経験、職務意向、キャリアプラン、適性、人事評価、スキル、実務能力、職務意欲など）については、庁内ネットワーク上の内製システム、データ、紙資料等様々な媒体で個別に管理をしている。

これらの情報をシステム導入により一元化し、職員の特性等を踏まえた人員配置等に活用することで、最適な人員配置や能力開発を行うための戦略的な人材マネジメントに寄与するとともに、職員の満足度を上げ、組織パフォーマンスの向上につなげていきたいと考えている。

また、人材情報の一元化によって、人事課及び各所属の業務効率化・ペーパーレス化を図るのみならず、人材情報の一部を職員が閲覧できるようにし、職員の自律的なキャリア形成の促進や組織の活性化も図っていききたいと考えている。

これらの理由から、人材情報を一元管理し、活用するためのシステム（以下「タレントマネジメントシステム」という。）を導入する。

4 業務の内容

業務の内容は、「タレントマネジメントシステムサービス提供業務」及び「タレントマネジメントシステム導入支援業務」の2点で、詳細は次のとおり。

（1）タレントマネジメントシステムサービス提供業務

ア 求める機能

下記内容について、必要な機能の提供を行うこと。また、機能については、シンプルで使いやすいレイアウト及び直感的な操作性を有しているとともに、使用・閲覧・編集権限を柔軟に設定できるものであること。

（ア）人材情報（職務経験、職務意向、キャリアプラン、適性、人事評価、スキル、実務能力、職務意欲等）のデータベース化

（イ）人材情報の閲覧機能

（ウ）人事評価機能（別紙機能要件一覧参照）

（エ）アンケート機能（対象者や内容の異なる各種意向調査を行い、結果抽出ができることを想定）

（オ）ダッシュボード機能（各種データのグラフ化等）

- (カ) 学習管理システム機能（e-learning 機能）
- (キ) 調査機能（各種データを様々な切り口や期間等での検索やグラフ化等ができるとともに、職員のメンタルヘルスやモチベーション等の調査ができることを想定）
- (ク) 配置検討機能（システムが保有する情報を用いて最適な人事配置案を作成する機能）

イ 保守・サポート

- (ア) 問い合わせや障害発生時に迅速に対応できる体制を整えること。
- (イ) データのバックアップを毎日行い、障害発生時に早急に復旧できるよう対応すること。
- (ウ) 操作研修や操作マニュアル作成等を行うこと。
- (エ) 操作問い合わせ窓口・システム活用提案にかかる体制を整えること。

ウ システム要件

- (ア) 対象とするアカウント数は 4,000 とする。また、将来的にアカウント数の拡張がある場合は、対応できること。
- (イ) クラウドサービスとして利用でき、PC から、インターネットを通じて利用できること。
- (ウ) 本市の庁内ネットワークからあいち情報セキュリティクラウドを経由して接続し、利用できること。
- (エ) クライアント端末について、以下の環境で利用できること。

OS	Windows10、11 以上
ブラウザ	Google Chrome、Safari、Microsoft Edge、Firefox の各最新バージョンにも対応していること（本市ではクライアント端末によって最新バージョンではない場合があります）

エ 情報セキュリティの要件

- (ア) サービスの提供元はプライバシーマークを取得していること。
- (イ) 国内法が適用されるサービスを選択すること。ただし、災害対策等からバックアップ用のデータセンターが海外にあることが望ましい場合等、国内法が適用されないことが特に問題ないとセキュリティ責任者が認めた場合はこの限りでない。
- (ウ) サービスは次の各号に掲げるいずれかの内容を満たすこと。
 - a 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）への登録
 - b 国際標準化機構（ISO）による認証（ISO/IEC27017 及び ISO/IEC27018）の取得

- c 一般社団法人日本クラウド産業協会（ASPIC）による ASP・SaaS 情報開示認定制度の開示項目、第三者による監査報告書、認定書等により本市が認めたサービス
- (エ) サービスの障害時におけるデータ復旧の体制が整っていること。
- (オ) サービスの監視を常に行い、システム停止などの重度な障害が発生した場合は速やかに通知すること。
- (カ) ファイアウォール等を構築し、不要なアクセスは遮断すること。
- (キ) 接続元 IP アドレス制限ができること。
- (ク) 定期的（年 1 回以上）に第三者による脆弱性診断を行い、必要に応じて指摘項目の改修がなされていること。
- (ケ) サーバー及びネットワーク機器等は、24 時間の監視がなされ、不正侵入や不正利用等が疑われる場合は原因調査・追跡が可能であること。

(2) タレントマネジメントシステム導入支援業務

タレントマネジメントシステム導入の他、システム活用を軸とした支援を行うこと。具体的には、上記「(1) タレントマネジメントシステムサービス提供業務」に記載するサービス提供に必要なシステムセットアップ作業等を、令和 8 年(2026 年)1 月中の試行稼働に向けて完了すること。また、システム運用に必要な人事情報を本市人事給与システムから抽出、インポートできる状態にすること。なお、人事給与システムの人事情報の抽出、インポートは定期的な更新を想定すること。

業務実施に際しては、本市の意向を最大限に反映したシステム運用を実現するため、操作の問合せ対応、システム活用の提案、官公庁でのタレントマネジメント実施にかかる知見提供等のコンサルティングを行うこと。

なお、導入時における設定に関しては、以下の基準を満たすこと。

- ア 必要のない ID、アカウント等（初期設定作業にのみ使用し、稼働後は必要ではない ID、アカウント等を含む）を無効化すること。
- イ ID、アカウント等に設定されている初期パスワードを変更すること。
- ウ 必要のないソフトウェア（初期設定作業において使用するが稼働後は必要ではないソフトウェアを含む）を削除すること。
- エ 必要のない機能、サービスを無効化すること。
- オ 業務に影響のない限り、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- カ 運用に問題のない限り、ネットワーク経由での設定変更機能を無効化すること。
- キ 適切な日時設定を行うこと。ネットワーク時刻プロトコル（NTP）により日時設定の同期が可能な場合は、同期の設定を行うこと。

5 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) この業務における「主たる部分」とは、タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (3) 受託者は、(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により市の承認を得なければならない。
- (4) 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。
- (5) 業務を行う際には、業務を実施する者がわかる体制表の提出をすること（再委託をした場合も同様とする。）。

6 その他

(1) 「4 業務の内容」から派生する事項の支援

「4 業務の内容」に記載する事項以外で、「4 業務の内容」を進めることから派生する事項について、追加で必要となる支援についても円滑に行うことを想定すること。

7 成果物

本業務において作成するマニュアルや資料等は成果物として納品すること。なお、納期限は以下のとおりとする。

	成果物	納期限
(1)	マニュアル類	令和8年（2026年）3月31日
(2)	資料類（打ち合わせ記録等）	令和8年（2026年）3月31日

※ 成果物は電子データで納入すること。データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）及び編集が可能である形式（Microsoft Word、Excel、又はPowerPoint 形式）で CD-R 等の保存媒体（2 部）で納入すること。

8 スケジュール

スケジュールの詳細については、受注者が作成し、発注者と協議のうえ決定するものとする。

また、受注者は、スケジュールの進捗管理を行い、発注者の求めに応じ、随時進捗状況を報告するものとする。

9 成果物提出場所

豊田市総務部人事課

愛知県豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所南庁舎3階

10 留意事項

(1) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全又は曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、発注者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受注者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

(2) 著作権等

成果物の所有権、著作権、利用権は発注者に帰属するものとする。

また、受注者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。